

防府市予防接種健康被害調査委員会要綱

平成 7 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下これらを「予防接種関係法」という。）に基づき市長が実施する定期の予防接種並びに自らの行政措置として実施する予防接種関係法に基づく定期の予防接種以外の予防接種に関連して発生した健康被害（以下「健康被害」という。）の適正、かつ、円滑な処理に資するため調査委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 調査委員会は、健康被害について市長の要請に応じ、健康被害の状況及び診療内容に関する資料収集並びに当該事例の原因に関する事項を調査、審議するものとする。

(組織)

第 4 条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 防府市 1 名（担当部長）
- (2) 防府保健所 1 名（所長）
- (3) 防府医師会 3 人（会長、副会長、防府医師会の推薦する健康被害に関する専門的知識を有す医師）
- (4) 専門医師等健康被害の処理に関する知識経験を有する者 若干人

(任期)

第 5 条 委員の任期は、前条第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはその在任期間とし、同条第 3 号、第 4 号の委員にあつては、第 3 条の規定による要請に際し、市長が委嘱したときから、当該要請に係る健康被害について厚生労働大臣の決定があつたときまでとする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 調査委員会の委員長は、防府医師会長をもって充てる。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、第3条の規定による市長の要請により招集されるものとし、以後の会議は委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、市長から審議に付された事項について審議する。

5 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成を得て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由により出席できない委員は、事前に委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議に於ける経過並びに結果及びその理由を記載した報告書を市長に提出するものとする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、保健こども部内において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、委員と協議のうえ委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。